

徳島県告示第六百五十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

| 名称 | 区 域 | 面 積 | 存続期間 |
|----------------------|--|----------|-------------------------|
| 入田特定 猟具使用 禁止区域 | 徳島市入田町月ノ宮の入田春日橋北詰を起点とし、同所から市道入田春日橋線を南に進み県道神山鮎喰線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同市と名西郡神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み県道神山国府線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 | 六五ヘクタール | 令和二年十一月一日から令和七年十月三十一日まで |
| 吉野川河口特定猟具使用禁止区域 | 徳島市東吉野町二丁目の一般国道一一号吉野川大橋南詰を起点とし、同所から県道徳島吉野線を西に進み新町川樋門に至り、同所から県道徳島鳴門線吉野川橋南詰から五本目の橋脚との見通し線を北東に進み同橋脚に至り、同所から吉野川大橋南詰から五本目の橋脚との見通し線を東に進み同橋脚に至り、同所から阿波しらすぎ大橋南詰から二本目の橋脚との見通し線を東に進み同橋脚に至り、同所から同橋東側にある吉野川中洲の北端との見通し線を北東に進み同所に至り、同所から吉野川右岸河口の河川管理区域境界標との見通し線を南東に進み同境界標に至り、同所から県道沖ノ洲埠頭線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 | 二六一ヘクタール | 同 |
| 鮎喰川特定猟具使用禁止区域 | 徳島市不動本町一丁目の不動橋北詰を起点とし、同所から同橋を南に進み市道鮎喰北島田堤上線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み上鮎喰橋東詰に至り、同所から県道神山鮎喰線を南西に進み同市一宮町の鮎喰川に架かる水道橋の南詰に至り、同所から同水道橋を北に進み同水道橋北詰に至り、同所から県道鬼籠野国府線を北東に進み上鮎喰橋西詰に至り、同所から市道南岩延堤上線を北東に進み中鮎喰橋西詰に至り、同所から市道不動西堤上線を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 | 一九〇ヘクタール | 同 |

| | | | |
|---------------------------------------|---|-----------------------------------|----------|
| <p>勝浦特定 猟具使用 禁止区域</p> | <p>勝浦郡勝浦町大字棚野の横瀬橋東詰を起点とし、同所から町道棚野立川線を南西に進み棚野ダム南端に至り、同所から同ダムを北に進み町道横瀬立川線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み坂本川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西に進み坂本川橋西詰に至り、同所から県道徳島上那賀線を北西に進み町道横瀬与川内線との交点に至り、同所から同町道を東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東に進み横瀬橋西詰に至り、同所から県道新浜勝浦線を北及び東に進み同町大字沼江字今山の今宮神社前に至り、同所から同県道南側に接する今山谷川左岸を北東に進み勝浦川との合流点に至り、同所から同川左岸を北西に進み同町と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同境界線を南及び西に進み町道生名中央線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> | <p>三七七 ヘクタ ール</p> | <p>同</p> |
| <p>藍住特定 猟具使用 禁止区域</p> | <p>板野郡上板町第十新田の旧吉野川に架かる樋門橋南詰を起点とし、同所から同川右岸を北東、北及び東に進みJR高德線との交点に至り、同所から同線を南に進み県道土成徳島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道徳島北灘線四国三郎橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み吉野川左岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> | <p>二、〇 三〇ヘ クター ール</p> | <p>同</p> |
| <p>宮川内容 川特定猟 具使用禁 止区域</p> | <p>板野郡板野町大寺の宮川内谷川に架かる豊年橋南詰を起点とし、同所から同川右岸堤防を西に進み同郡上板町と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東に進み下原樋門南詰に至り、同所から同樋門を北に進み町道五二七号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道三五七号線との交点に至り、同所から同町道を北及び北西に進み泉谷川に架かる赤鳥居橋西詰に至り、同所から町道二号線を東及び南東に進み日吉橋北詰に至り、同所から同堤防を北東に進み切原橋北詰に至り、同所から町道四号線を北に進み大山谷川に架かる八坂橋北詰に至り、同所から町道三九五号線を南東に進み同町と同郡板野町との境界線との交点に至り、同所から同堤防を東に進み唐ノ口谷川との交点に至り、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南東に進み同堤防との交点に至り、同所から同堤防を</p> | <p>五六ヘ クター ール</p> | <p>同</p> |

| | | | |
|--------------------------|---|----------------------------------|----------|
| | <p>東に進み豊年橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> | | |
| <p>那賀川・羽ノ浦特定猟具使用禁止区域</p> | <p>阿南市那賀川町中島の一般国道五五号バイパスと県道中島古庄線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み県道羽ノ浦福井線那賀川橋北詰に至り、同所から市道古毛古庄堤防線を西に進み県道勝浦羽ノ浦線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道岩脇公園二号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み羽ノ浦山並遊歩道の起点に至り、同所から同遊歩道を北に進み同市と小松島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同バイパスとの交点に至り、同所から同バイパスを南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> | <p>一、五 六〇へ クター ル</p> | <p>同</p> |
| <p>阿南市平野部特定猟具使用禁止区域</p> | <p>阿南市上中町的那賀川橋南詰を起点とし、同所から県道富岡港南島線を東に進み同市辰巳町の同県道終点に至り、同所から防潮堤を南東及び南に進み派川那賀川河口左岸との交点に至り、同所から同左岸を西に進み桑野川左岸を経て同市横見町の同川を渡る水道管との交点に至り、同所から同水道管を南東に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東に進み一般国道五五号桑野川大橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み派川那賀川右岸との交点に至り、同所から同右岸を東に進み淡島海岸防潮堤（一部山裾）に至り、同所から同防潮堤（一部山裾）を南西に進み県道富岡港線に至り、同所から同県道を南東に進み市道除中林線との交点に至り、同所から同市道を中林方面に進み市道中林中線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道北の脇大浜線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道大浜中央線を経て北ノ脇海水浴場に至り、同所から同海水浴場の防潮堤を南西に進み同防潮堤の南端に至り、同所から歩道を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道長浜大潟線との交点に至り、同所から同市道を南及び西に進み住吉神社に至り、同所から防潮堤を西に約六〇メートル進み答島港東岸壁との交点に至り、同所から同市津乃峰町と同市橘町との境界線を西に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を北に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同国道を経てJR牟岐線露田踏切に至り、同所から同線を北東に進み阿波橋駅を</p> | <p>三、六 〇〇へ クター ル</p> | <p>同</p> |

| | | | |
|--|---|---|--------------------------|
| | <p> 経て橋第一踏切に至り、同所から市道東分長浜線を西に進み津乃峰鳥獣保護区との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び西に進み津峯神社に至り、同所から同市見能林町と同市長生町との境界線を北に進み同町と同市宝田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び北に進み桑野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み長生橋に至り、同所から同橋を南に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西及び南に進み明谷橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道西方下大野線との交点に至り、同所から同市道を西及び北に進み県道阿南勝浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道大井南島線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み熊谷川との交点に至り、同所から同川を北及び西に進み那賀川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北に進み畑田川との交点に至り、同所から同川を北東に進み水路との交点に至り、同所から同水路を北東に進み県道阿南勝浦線との交点に至り、同所から市道那賀川堤上線を東に進み県道大井南島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 </p> | | |
| <p> 宇井谷・桑野谷特定猟具使用禁止区域 </p> | <p> 阿南市新野町廿枝の県道羽ノ浦福井線と県道阿南相生線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み県道山口鉦打線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道廿枝重友線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み桑野川右岸との交点に至り、同所から同右岸を北西及び東に進み一般国道一九五号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 </p> | <p> 四四三 ヘクタ ール </p> | <p> 同 </p> |
| <p> 牟岐・灘特定猟具使用禁止区域 </p> | <p> 海部郡牟岐町大字橋のJR牟岐線辺川駅を起点とし、同所から町道辺川駅前線を東に進み町道小松線との交点に至り、同所から同町道を北に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み標柱（徳島県公安委員会牟岐署管理）に至り、同所から北東に入る道を進み谷に至り、同所から同谷を南及び西に進み町道なぎ線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道辺川二号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道辺川一号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬二号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬一号線との交点に至り、同 </p> | <p> 五六五 ヘクタ ール </p> | <p> 同 </p> |

| | |
|---|---|
| 脇町・岩倉特定猟具使用禁止区域 | |
| 美馬市脇町野村の県道鳴門池田線と野村谷川との交点（野村谷橋）を起点とし、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み県道大谷脇町線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道脇町五 | <p> 所から同町道を北西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を西に進み牟岐橋東詰に至り、同所から町道川長線を南に進み町道大坪線との交点に至り、同所から同町道を東に進み北側の山道との交点に至り、同所から同山道を東及び南に進み町道市宇谷二号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道市宇谷一号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み県道日和佐牟岐線（旧南阿波サンライン）との交点に至り、同所から同県道を北東に進み第四展望台を経て谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を西に進み小張崎を経て家谷造船所に至り、同所から漁港突堤を西に進み対岸の突堤を経て皆谷の同国道内妻大橋に至り、同所から同国道を北東に進み町道大谷一号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み山道との交点に至り、同所から同山道を西に進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を西に進みJR山田トンネル上の標高一三七メートルの地点に至り、同所から稜線を西に進み四国電力送電線甲浦支線ナンバー七鉄塔に至り、同所から送電線を北東に進み町道不動前一号線との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道大山二号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道奥前線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み百々観音に向かう山道との交点に至り、同所から同山道を北西及び北東に進み谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み正観寺に至る山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み正観寺天照殿を経て天照殿横に至り、同所から杉谷ハイツ西側の同送電線甲浦支線ナンバー四鉄塔との見通し線を南東に進み同鉄塔に至り、同所から送電線を北東に進み海部老人ホーム南の稜線上の同送電線甲浦支線ナンバー二鉄塔に至り、同所から同老人ホーム北側の稜線上の貯水タンクとの見通し線を北に進み同貯水タンクに至り、同所から稜線を北に進み同町大字中村と同町大字川長との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進みJR牟岐線との交点に至り、同所から同線を北及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 </p> |
| 七四へ ク ター ル | |
| | 同 |

| | | | |
|----------------------|--|-----------------|----------|
| | <p>号線との交点（大谷川橋西詰）に至り、同所から同市道を東に進み市道脇町一七号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道脇一八号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道脇町二八一号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道脇町曾江線との交点に至り、同所から同県道を北に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から同国道を南に進み市道脇町五二〇号線との交点（上曾江谷橋西詰）に至り、同所から同市道を南東に進み同市と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を南に進み吉野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> | | |
| <p>大川持特定猟具使用禁止区域</p> | <p>三好市山城町大川持の一般国道三二号と一般国道三一九号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み青雲橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み銅山川左岸との交点に至り、同所から同左岸を西に一四〇メートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東に進み林道大川持線との交点に至り、同所から同林道を東に進み市道大川持五号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川持一号線との交点に至り、同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から同市道を北西及び北東に進み市道大川持明神線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から対岸稜線突端への見通し線を南東に進み一般国道三二号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> | <p>二五へクタール</p> | <p>同</p> |
| <p>池田特定猟具使用禁止区域</p> | <p>三好市井川町西井川の一般国道一九二号と一般国道三二号との交点（四国中央橋南詰）を起点とし、同所から同国道を西に進み市道細野板野線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道野呂内三縄停車場線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道漆川橋大和線との交点に至り、同所から同市道を南に進み同国道との交点（祖谷口橋南詰）に至り、同所から同国道を北に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み県道白地州津線との交点に至り、同所から同県道を東に進み一般国道三二号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円</p> | <p>三八二ヘクタール</p> | <p>同</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | 滝久保特 定猟具使 用禁止区 域 | 吹特定猟 具使用禁 止区域 |
| の区域及び同市池田町白地の白地牧場の外周にある有刺鉄線 に囲まれた区域 | 三好郡東みよし町東山字滝久保の町道岸上滝久保線と松葉 谷との交点（指出橋）を起点とし、同所から同谷を北西に進 み滝久保谷川支流との交点に至り、同所から同川支流を北東 に進み林道男山滝久保線との交点に至り、同所から同林道を 南東に進み町道男山滝久保中線との交点に至り、同所から同 町道を南に進み町道岸上滝久保線との交点に至り、同所から 同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 | 三好市井川町井内東の県道大利辻線と影谷との交点を起点 とし、同所から同谷を東に進み農道檜山吹線との交点に至り 、同所から同農道を南西に進み農道吹正夫線との交点に至り 、同所から同農道を東に進み正夫谷との交点に至り、同所か ら同谷を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を 北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 |
| | 六二へ クター ル | 七〇へ クター ル |
| | 同 | 同 |